
令和 2 年度財務諸表

自 令和 2 年 4 月 1 日
(
至 令和 3 年 3 月 31 日)

一般社団法人 日本倉庫協会

貸借対照表

令和3年3月31日現在

一般社団法人 日本倉庫協会

(単位:円)

科 目	当年度 (令和3年3月末)	前年度 (令和2年3月末)	増 減 (当年度-前年度)
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	229,693,741	239,461,989	△ 9,768,248
未払金	1,934,645	2,001,487	△ 66,842
前払金	2,648,096	1,282,600	1,365,496
貯立金	1,824,915	2,148,218	△ 323,303
流動資産合計	236,101,397	244,924,294	△ 8,822,897
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
退職給付引当金	106,840,000	110,190,000	△ 3,350,000
減価償却引当金	36,599,635	32,924,623	3,675,012
地区協会活動災害援助預金	137,513,297	124,513,297	13,000,000
特定資産合計	280,952,932	267,627,920	13,325,012
(2) その他固定資産			
建物	2	181,692	△ 181,690
器具備品	5,539,778	6,809,856	△ 1,270,078
ソフトウェア	2,311,874	3,468,028	△ 1,156,154
倉庫会館保証料	1,000,000	1,000,000	0
その他固定資産合計	8,851,654	11,459,576	△ 2,607,922
固定資産合計	289,804,586	279,087,496	10,717,090
資産合計	525,905,983	524,011,790	1,894,193
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	5,284,832	5,063,094	221,738
預り金	5,605,589	3,640,011	1,965,578
流動負債合計	10,890,421	8,703,105	2,187,316
2. 固定負債			
退職給付引当金	106,840,000	110,190,000	△ 3,350,000
固定負債合計	106,840,000	110,190,000	△ 3,350,000
負債合計	117,730,421	118,893,105	△ 1,162,684
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	0	0	0
2. 一般正味財産	408,175,562	405,118,685	3,056,877
(うち基本財産への充当額)	0	0	0
(うち特定資産への充当額)	174,112,932	157,437,920	16,675,012
正味財産合計	408,175,562	405,118,685	3,056,877
負債及び正味財産合計	525,905,983	524,011,790	1,894,193

正味財産増減計算書

令和2年 4月 1日から令和3年 3月31日まで

一般社団法人 日本倉庫協会

(単位:円)

科 目	当年度 (令和3年3月末)	前年度 (令和2年3月末)	増 減 (当年度-前年度)
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	295,778,100	363,179,400	△ 67,401,300
受取会費	295,778,100	363,179,400	△ 67,401,300
事業収益	12,917,749	14,658,056	△ 1,740,307
団体書取	5,187,310	7,269,170	△ 2,081,860
受取手数料	7,730,439	7,388,886	341,553
受取負担金	21,196,000	33,040,130	△ 11,844,130
教育研修費	14,702,000	17,559,500	△ 2,857,500
海外研修費	0	1,268,800	△ 1,268,800
海合流研	1,319,000	14,211,830	△ 12,892,830
物流研	5,175,000	0	5,175,000
雑収益	1,688,756	1,309,834	378,922
受取利息	18,344	26,352	△ 8,008
雑収益計	1,670,412	1,283,482	386,930
経常費用	331,580,605	412,187,420	△ 80,606,815
(2) 経常費用			
事業費	216,703,127	250,234,332	△ 33,531,205
役員報酬	12,024,760	12,110,400	△ 85,640
給厚集旅通機備	71,066,799	67,716,990	3,349,809
員与生会交信賃	10,533,812	12,446,271	△ 1,912,459
費器消	4,874,577	22,094,400	△ 17,219,823
品育外道	1,915,136	5,656,396	△ 3,741,260
通機備	10,729,263	10,916,194	△ 186,931
教海印水借事委業保	141,019	155,273	△ 14,254
道務会活	3,321,624	3,438,500	△ 116,876
員務事委務	21,433,137	25,687,018	△ 4,253,881
所動	0	1,177,160	△ 1,177,160
手託	17,737,038	23,157,180	△ 5,420,142
報手費	736,612	1,012,529	△ 275,917
酬当費費費費費費費	14,793,204	14,658,726	134,478
員与給付費	7,489,308	7,421,226	68,082
職給生会交信賃	29,207,573	31,740,905	△ 2,533,332
給厚集旅通機備	9,000,000	9,000,000	0
減機備	1,629,265	1,775,164	△ 145,899
印水借事委業保	70,000	70,000	0
道務会活	111,820,601	120,831,715	△ 9,011,114
員与給付費	18,037,140	18,165,600	△ 128,460
職給生会交信賃	24,626,058	24,489,421	136,637
給厚集旅通機備	11,044,000	11,070,000	△ 26,000
減機備	6,252,992	6,899,255	△ 646,263
印水借事委業保	3,145,447	8,449,914	△ 5,304,467
道務会活	3,221,710	5,836,515	△ 2,614,805
員与給付費	5,974,825	5,608,524	366,301
職給生会交信賃	3,960,941	3,555,679	405,262
給厚集旅通機備	62,129	68,412	△ 6,283
減機備	1,466,748	1,515,247	△ 48,499
印水借事委業保	1,228,793	1,311,457	△ 82,664
道務会活	324,589	446,179	△ 121,590
員与給付費	1,834,456	1,786,846	47,610
職給生会交信賃	6,519,036	6,459,768	59,268
給厚集旅通機備	3,300,372	3,270,366	30,006
減機備	4,621,210	4,520,408	100,802
印水借事委業保	12,219,600	12,148,340	71,260
道務会活	3,980,555	5,229,784	△ 1,249,229
員与給付費	328,523,728	371,066,047	△ 42,542,319
職給生会交信賃	3,056,877	41,121,373	△ 38,064,496
給厚集旅通機備	0	0	0
減機備	0	0	0
印水借事委業保	3,056,877	41,121,373	△ 38,064,496
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印水借事委業保			
道務会活			
員与給付費			
職給生会交信賃			
給厚集旅通機備			
減機備			
印			

(単位:円)

科 目	当年度 (令和3年3月末)	前年度 (令和2年3月末)	増 減 (当年度-前年度)
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
固定資産売却益	0	0	0
建物器具備品	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
固定資産受贈益	0	0	0
建物器具備品	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
固定資産売却損	0	0	0
建物器具備品	0	0	0
ソフトウェア	0	0	0
固定資産減損	0	0	0
災害損失	0	0	0
過年度減価償却費	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	3,056,877	41,121,373	△ 38,064,496
一般正味財産期首残高	405,118,685	363,997,312	41,121,373
一般正味財産期末残高	408,175,562	405,118,685	3,056,877
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	408,175,562	405,118,685	3,056,877

財務諸表に対する注記

1. 継続事業の前提に関する注記

継続事業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況はない。

2. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日平成21年10月16日改正内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品については先入先出法による原価法によっている。

(3) 固定資産の減価償却

①有形固定資産については定額法によっている。

②無形固定資産については定額法によっている。

(4) 引当金の計上基準

退職給付引当金については、役員及び職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に係る期末要支給額に基づき計上している

(5) 消費税の会計処理

消費税の会計処理は、税込み方式によっている。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。 (単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当預金	110,190,000	11,044,000	14,394,000	106,840,000
減価償却引当預金	32,924,623	3,675,012	0	36,599,635
地区協会活動災害援助預金	124,513,297	13,000,000	0	137,513,297
小計	267,627,920	27,719,012	14,394,000	280,952,932
合計	267,627,920	27,719,012	14,394,000	280,952,932

4. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。 (単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの 充当額)	(うち一般正味財産からの充 当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産	0	0	0	0
小計	0	0	0	0
特定資産				
退職給付引当預金	106,840,000	0	0	106,840,000
減価償却引当預金	36,599,635	0	36,599,635	0
地区協会活動災害援助預金	137,513,297	0	137,513,297	0
小計	280,952,932	0	174,112,932	106,840,000
合計	280,952,932	0	174,112,932	106,840,000

5. 担保に供している資産

該当なし。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	18,169,200	18,169,198	2
器具備品	20,299,719	14,759,941	5,539,778
ソフトウェア	5,982,370	3,670,496	2,311,874
合計	44,451,289	36,599,635	7,851,654

7. 保証債務

該当なし。

8. その他

その他公益法人会計基準に該当する財務諸表に対する注記に該当する事項はない。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記3で記載。

2. 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	110,190,000	11,044,000	14,394,000	0	106,840,000
合計	110,190,000	11,044,000	14,394,000	0	106,840,000

独立監査人の監査報告書

令和3年4月17日

一般社団法人日本倉庫協会

理事会 御中

杉本賢司公認会計士事務所

東京都大田区

公認会計士

杉本賢司



監査意見

私は、一般社団法人日本倉庫協会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの令和2年度の貸借対照表、損益計算書（公益認定等ガイドラインII-4の定めによる「正味財産増減計算書」をいう。）及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び損益（正味財産増減）の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事及び監事の責任

理事の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

一般社団法人 日本倉庫協会

会長 小野 孝 則 様

令和3年4月23日

一般社団法人 日本倉庫協会

監事 高橋 久 夫



同 徳橋 三 郎



同 小倉 康 宏



同 阿部 三 夫



私たちは、一般社団法人日本倉庫協会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度の理事の職務の遂行状況を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は理事等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事等から事業の報告を受け、重要な決済書類等を閲覧し、業務及び財産の調査を行い、当該事業年度の事業報告の妥当性を検討いたしました。

さらに、会計帳簿及び関係書類の調査など必要と思われる監査手続を用いて当該事業年度の計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財務諸表に対する注記の妥当性を検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告及びその附属明細書の内容は真実であると認めます。
- (2) 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認めます。
- (3) 法人の業務の適正を確保するために必要な内部統制システム整備等に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (4) 計算書類及びその附属明細書は、当該事業年度の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認めます。

以上